

令和5年度旭川市農業委員会5回総会議事録

- 1 開催日 令和5年9月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午前9時00分開会 午前9時25分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号
- 4 出席委員 24名
 - 1番・橋本 幸博
 - 2番・北原 浩美
 - 3番・松原 朗
 - 4番・吉田 豪人
 - 6番・佐藤 絢也
 - 7番・佐藤 慎二
 - 8番・川上 和幸
 - 9番・小出 範之
 - 10番・中島 張
 - 11番・湯浅 光二
 - 12番・楠 栄
 - 13番・請川 幹恭
 - 14番・石尾 卓也
 - 16番・柿木 和恵
 - 17番・廣田 健太郎
 - 18番・廣瀬 康行
 - 19番・小竹 一茂
 - 20番・山中 泰典
 - 21番・千代 圭
 - 22番・佐藤 博則
 - 24番・高橋 一政
 - 25番・前田 靖雄
 - 26番・山田 孝
 - 27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 5番・市田 敏行 15番・只石 博幸 23番・鈴木 剛
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 荒主査
遠藤主任 正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 6番・佐藤 絢也 7番・佐藤 慎二
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画（案）について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について（審議）
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
 - (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第5号 現地目証明願について（専決）
 - (11) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について

○議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（小浜 次長） 事務局
御報告申し上げます。

本日の総会に議席番号5番市田委員、15番只石委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番佐藤絢也委員、議席番号7番佐藤慎二委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページ及び2ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転の4件で、地区の内訳は、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区2件となっております。

番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が農業に精励する案件でございます。

番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が農業に精励する案件でございます。

番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ

てを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（楠 栄） 12番・楠です。
番号1番について補足説明します。
譲受人は、枝幸郡枝幸町で主に酪農や飼料作物の生産を行っている農地所有適格法人で、本市では小規模ながら野菜の生産を行う予定となっております。
以上です。

○委員（北原 浩美） 2番・北原です。
番号2番について補足説明します。
譲渡人は非農業者で、このたび贈与する農地は、幅5m、長さ140mほどの昔はあぜ道だったところで、隣接する全ての農地を譲受人が耕作していることから、贈与することになったものです。
以上です。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし4番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページを御覧ください。
本件は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。
議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川農業高校から南東へ約1.6kmに位置します。

次に、資料6ページの場内見取図を御覧ください。

申請地には、排水のため沈砂池が設置される計画です。

審査内容の概要につきましては、資料7ページの総括表に記載しております。詳しくは資料8ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第3 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし7ページでございます。
件数は、所有権移転が1件、利用権設定が4件、合計は5件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の1件は、東旭川地区となっております。
利用権設定の4件は、永山地区1件、江神地区2件、東旭川地区1件となっております。
集積面積は、所有権移転が4.4ha、利用権設定が8.3ha、合計12.7haでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の番号4番につきましては、廣田委員に関係がありますので、旭川市農業委員会規則第12条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（廣田 健太郎） (退席)

- 議長（山田 孝） それでは事務局から説明願います。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案の7ページ、利用権設定の番号4番は、貸主の稼働力不足により、一部を貸し付ける案件でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号4番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号4番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（廣田 健太郎） （着席）
- 議長（山田 孝） 廣田委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の1件は農地移動適正化あっせん事業による売買、利用権設定の内、議事参与制限の1件を除いた3件は、期間満了による再設定が2件、稼働力不足を理由とした新規案件が1件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画（案）について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒主査） 事務局。

日程第4議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画作成の要請と農用地利用集積等促進計画（案）について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし13ページでございます。

本案件は、農地中間管理機構である北海道農業公社を通じた農地中間管理事業による賃貸借契約について、借主変更によって新たに賃貸借契約を行おうとするものです。本議案にある5件は、従前の賃貸借契約では、農地所有者から公社が借受けた農地について、農用地利用配分計画に基づき耕作者に貸付けされておりましたが、令和5年4月1日施行の法改正により農用地利用配分計画が廃止され、公社から耕作者への貸付けは、農用地利用集積等促進計画に基づき行うこととなりました。

法改正では、促進計画は公社が作成することとされており、農業委員会は促進計画を作成するよう公社に要請を行うことができるものとされています。

本議案は、この要請を行うこと及び要請に合わせて要請の内容としての促進計画（案）について、審議を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について説明します。

件数は、利用権設定による賃貸借が5件です。

地区別の内訳は、東鷹栖地区が3件、東旭川地区が2件でございます。

集積面積は26.2haでございます。

内容は番号1から4が元の借主が新たに法人を立ち上げたことによる法人への借主変更、番号5が元の借主が高齢のための稼働力不足による借主変更でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「意義なし」と認め、議案のとおり促進計画（案）で北海道農業公社に要請することを決定いたします。

- 議 長（山田 孝） 続きますして、日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場主査） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案の該当ページは15ページ及び16ページでございます。
江神地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で2件、合計で5件の願出がありました。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
番号3番につきましては、佐藤 博則委員に関係がありますので、旭川市農業委員会規則第12条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委 員（佐藤 博則） （退席）
- 議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（稲葉主査） 事務局
それでは、内容について御説明いたします。
議案の16ページ、番号3番につきましては、委員による現地調査の結果、従前から宅地の一部となっており、農採地以外と判断されたものであります。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） それでは、番号3番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 （意見なし。）
- 議 長（山田 孝） それでは、番号3番について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とし、証明することに決定いたします。
- 委 員（佐藤 博則） （着席）
- 議 長（山田 孝） 佐藤 博則委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議いたします。
事務局から説明いたします。

- 事務局（稲場 主査） 事務局。
それでは他の案件の内容について御説明いたします。
番号1番及び2番, 番号4番及び5番につきましては, 願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果, 現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは, 担当地区委員からの補足説明を求めます。
- 委員（佐藤 博則） 22番・佐藤です。
番号2番につきましては, 西神楽地区の委員2名で現地を確認しました。本件の土地は, 旧来から宅地の一部となっていることから, 農採地以外と判断いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは, 番号1番及び2番, 番号4番及び5番について審議願います。御意見, 御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは, 議案第5号について「異議なし」と認め, 議案のとおり農採地以外とし, 証明することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 引き続き, 報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが, これにつきましては, 既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページないし20ページでございます。
本件につきましては合計8件の届出があり, 地区ごとの内訳としましては, 東鷹栖地区1件, 江神地区3件, 西神楽地区1件, 東旭川地区3件となっております。
届出の内容につきましては, 全件が相続による所有権の移転でございます。
これらにつきましては, 旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは21ページでございます。
本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、使用貸借による住宅の建築が1件ございました。
これにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局
日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に5の法人から報告書の提出がありました。
これらの法人につきましては、補足資料11ページないし15ページにお示ししております「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第9報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは25ページないし30ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で3件、永山地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で3件、合計10件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第5号「現地目証明願いについて（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第10報告第5号「現地目証明願いについて（専決）」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページないし33ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が10件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び旭川市農業委員会現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局

日程第11報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは35ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に新制度の老齢年金裁定請求が3件ありました。

いずれも内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし)

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し，相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 佐藤 絢也

署名委員 佐藤 慎二